

保健福祉関係

<福祉政策・生活支援>

- 1 災害に備え避難行動要支援者の避難支援対策について適切な対応を図ること。また、福祉避難所の収容人数の確保を進めるとともに、災害発生時に速やかな開設、周知が行える態勢の構築を図ること。
- 2 生活保護世帯及び生活困窮者に対する就労支援・学習支援等自立のための施策の充実を図ること。
- 3 地域福祉活動の充実を図るため、各地区の地域福祉活動計画に基づく活動に対する支援の充実を図ること。

<高齢者・介護福祉>

- 4 「あんしんいきいきプラン21」（長野市高齢者福祉計画・長野市介護保険事業計画）に基づき、効率的な財源確保を図り、需要や地域バランスを考慮し、各種施策を計画的に推進すること。
- 5 「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の定着に努め、要支援、要介護状態となるおそれのある高齢者の介護予防の充実を図ること。
- 6 介護保険特別会計の健全な財政運営を図ること。
- 7 認知症や知的・精神障害等により判断能力が低下しても、尊厳を保ちながら生活できるよう、成年後見制度の利用促進、権利擁護を含めた総合相談・支援体制の充実を図ること。
- 8 高齢者が介護を必要とすることになっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービスの充実を図ること。
- 9 高齢者の生きがいと健康増進のために、老人福祉センター等を活用した、高齢者の社会参加支援・生きがいづくりを目的とした事業の充実を図ること。
- 10 一人暮らし等社会的支援が必要な高齢者への見守りを充実し、支援を行うこと。
- 11 適正で一層迅速な要介護認定の実施に努めること。
- 12 高齢者が知識や経験を活かし、社会において元気に活躍できるよう、地域活動の場の提供や就労支援の充実を図ること。

<障害者（児）>

- 13 障害を理由とする差別解消のため、障害者の権利擁護等に関する体制の整備充実を図

ること。

- 14 障害者福祉の推進のため、相談支援、移動支援等の地域生活支援事業の拡充を図ること。
- 15 発達に不安のある子どもが増えている現状を踏まえ、早期発見・療育に努めるとともに、児童発達支援センターの機能強化等、十分な支援を行うこと。
- 16 障害児の療育及び育児支援につなげるため、日中及び放課後や長期休業期間中に利用できる福祉サービス等の充実を図ること。
- 17 障害者が自立して地域生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの推進を図ること。
- 18 文化スポーツ振興部と連携し、障害者のスポーツ振興を図ること。
- 19 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者等のサービス利用の充実を図ること。

<保健所>

- ◎20 新型コロナウイルス感染症の正しい知識を広く知らせるとともに感染症拡大防止のため、医療体制及び検査体制の整備充実を図ること。
- 21 専門職種の確保など諸課題への対応に取り組むとともに、本市の独自性を有する優れた施策について、一層発展を図ること。
- 22 長野市健康増進計画及び長野市食育推進計画に基づき、市民の健康寿命延伸及び「食育」の総合的かつ計画的な推進を図ること。
- 23 ながの版ネウボラ事業、産後ケア事業など、地域における産前・産後支援の充実強化を図ること。
- 24 動物愛護センターの機能を充実させ、動物愛護対策に関する施策の強化を図ること。
- 25 大規模災害時の医療救護活動について、関係団体と協働で体制整備を図ること。
- 26 医療相談の窓口としての医療安全支援センターの活用により、医療の安全と信頼の向上に努めること。
- 27 精神保健に係る正しい知識の啓発及び支援対策の充実を図ること。
- 28 HIV／エイズ・結核・新型コロナウイルス感染症・新型インフルエンザ等の感染症予防にかかわる正しい知識の普及啓発及び検査体制の充実整備を図ること。
- 29 がんの早期発見と早期治療を推進するため、がん検診体制の整備充実を図ること。
- 30 市民の安全・安心の確保のために、食品や医薬品及び毒物、劇物などの監視指導の強化を図ること。
- 31 食の安全を求めるさまざまな苦情等に対する行政検査、緊急検査に対応できる体制の

充実整備を図ること。

- 32 市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、幼児期・学齢期のう蝕予防対策、成人期・妊娠期の歯周疾患対策、高齢期・寝たきり者・障害者等の口腔ケアの充実を図ること。

<国民健康保険・国民年金>

- 33 国が推進する国民健康保険制度改革の方針に基づき、県とともに責任を持って財政の健全化による持続可能な制度運営に努めること。
- 34 国民健康保険料の収納率向上及びジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費縮減等を図り、国保財政の安定化に努めること。
- 35 国民健康保険の特定健診・特定保健指導の受診率向上を図り、糖尿病等生活習慣病の発症及び重症化を予防し、健康増進及び健康寿命の延伸に努めること。
- 36 国民年金制度を取り巻く社会環境が厳しさを増している中、関係機関との協力・連携をとりながら制度の周知に努めること。

<医療事業>

- 37 市民病院において、良質で安全な医療を継続的に提供するため、地方独立行政法人長野市民病院との連携を密にしながら、病院の円滑な運営に努めるとともに、市域全体で均衡のとれた医療提供体制が取れるように努めること。
- 38 市民の医療ニーズに的確に対応するため、医療機関との連携を促進し、救急医療をはじめとする医療体制の整備充実を図ること。
- 39 市民への安定した医療の確保の観点から、医師の確保及び看護師の養成・確保に努めること。
- 40 長野赤十字病院の建替えにおいて、若里多目的広場に新病院を建設する場合の諸課題については、病院及び関係者と慎重に協議しながら市内の医療体制を考慮しつつ適切に支援すること。

子ども・子育て関係

- 1 こども未来部の所管事務については、教育委員会など関係部局と連携し、推進すること。
 - 2 第二期長野市子ども・子育て支援事業計画に基づき、次代を担う子どもが健やかに育つための環境づくりの推進を図ること。併せて、きめ細かな支援をするために子育て家庭等の身近な場所や利用しやすい時間での相談や情報提供、助言等の利用者支援を行うこと。
- ◎3 第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の各事業の進捗状況を点検・評価し、目標達成に向けた取組を更に進めること。
- 4 児童虐待については、関係機関と連携を深めながら、未然防止や迅速な対応を図るとともに、国の緊急総合対策を着実に取り組むこと。また、児童虐待等の対応強化のため、「子ども家庭総合支援拠点」の充実を図ること。
 - 5 子育てに関する様々な悩みを速やかに、また、的確に解消し、子育て世帯の不安を軽減するため、子どもに関する相談の総合窓口である「こども相談室」の充実を図ること。
 - 6 子育てに難しさを感じている保護者の負担を和らげるために、子どもとの関係づくり等の方法を学ぶ「親子関係スキルアップ事業」（ペアレント・トレーニング）を積極的に取り組むこと。
 - 7 発達に支援を要する子どもと保護者を対象にした「発達支援あんしんネットワーク事業（にこにこ園訪問等）」の充実を図ること。
 - 8 発達に支援を要する子どもに関する様々な情報を記録し、新しい環境で安心して過ごすことができるための「はぐくまファイル」を関係者に周知するとともに、特に小学校就学時における切れ目のない支援に繋がるよう更なる利活用を図ること。
 - 9 ひとり親家庭の就業・自立に向けた施策の充実を図ること。
 - 10 子どもたちの成長や将来が、その家庭の経済事情等に影響されることがなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、支援を必要とする子どもやその家庭に対して、教育、生活、経済等の総合的な支援を行う、「子どもの貧困対策」に関する必要な施策を講ずること。
 - 11 仕事と子育ての両立が可能となる環境を整備するため、多様な保育事業（一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業等）の充実を図る

こと。

- 12 「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」において設定した教育・保育提供区域ごとに、必要利用定員総数に対応した教育・保育の提供体制の確保を図ること。
 - 13 公立保育所の適正規模・適正配置にあたっては、公共施設マネジメントの視点を取り入れるとともに、保護者及び地域住民の理解と協力を得ながら、慎重かつ丁寧に進めること。
 - 14 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ認定こども園の整備促進を図るとともに、幼・保・小の緊密な協力、連携を構築すること。
 - 15 私立及び公立の保育所、認定こども園に勤務する保育士等職員の処遇改善と職員配置基準の充実を図ること。
 - 16 待機児童対策として、公立保育所のICT化及び事務職員の配置等により、保育士の負担軽減や職場環境の改善を図り、保育士確保につなげること。
 - 17 乳幼児期の教育・保育については、認可施設での受入れを基本にしつつも、企業主導型保育施設等の認可外保育施設に対する指導監督の体制強化や支援の充実を図り、市全体の教育・保育の質の向上に努めること。
 - 18 児童が放課後等を安心・安全に過ごせる居場所であり、多様な体験・活動を提供する放課後子ども総合プランについて、支援員の処遇改善や研修による能力向上、エアコン設置等の施設整備を進め、プランの更なる充実を図ること。
 - 19 医療的ケアの必要な子どもに対しての支援を、教育委員会と連携しながら積極的に行うこと。
- ◎20 障害児の保育体制を強化し、きめ細やかな保育サービスを提供するため、障害児保育の充実を図ること。

環 境 関 係

<環境保全温暖化対策>

- 1 「長野市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、省エネルギーと再生可能エネルギー施策を推進するため、国の施策などを踏まえた効果的な支援策に取り組むこと。
また、電気自動車などのエコカーや省エネ機器等の普及促進、市民、事業者等への普及啓発に積極的に取り組むこと。
- 2 長野市バイオマスタウン構想に基づき、本市の特徴である豊富な木質バイオマス資源を利活用したボイラー・ストーブ等の普及促進を図るとともに、ソルガム等資源作物を含め多様なバイオマス利活用を調査・研究し推進すること。
- 3 更なる温暖化対策を推進するため、市有施設への再生可能エネルギー・省エネルギー設備を積極的に導入すること。
- 4 持続可能な社会の構築に向け、「第二次長野市環境基本計画後期計画」、「アジェンダ21ながのー環境行動計画ー」及び「SDGs」を市民・事業者・行政のパートナーシップのもとに一層推進すること。
- 5 環境マネジメントシステム及びクールチョイス宣言等に基づき、全ての市の事務事業が環境に配慮して実施されるよう継続的改善を進めること。
- 6 環境教育・環境学習を充実させ、市民の環境保全意識の高揚を図るとともに、小中学生への環境教育・環境学習の質を高めること。
また、「ESD」、「SDGs」について、市民の理解が深まるよう周知・啓発すること。
- 7 全戸水洗化を進めるため、合併処理浄化槽の普及推進を図ること。また、浄化槽の維持管理が適正に行われるよう監視・指導を実施し、河川等の水質汚濁防止に努めること。
- 8 妙高戸隠連山国立公園について、国・県・関係市町村・関係団体などと連携し、保全及び利用促進を図ること。
- 9 市民・来訪者の安全と快適な生活環境を守るため、ポイ捨てや歩行喫煙の防止に向けて積極的に取り組むこと。
- 10 自然環境を保全するため、「大切にしたい長野市の自然」（長野市版レッドデータブック）を活用し、生物多様性の確保とともに、特色ある自然環境の保全に努めること。

- 11 自然環境保全地域においては、自然と調和のとれた秩序ある開発を誘導すること。
- 12 湖沼、河川等水環境の継続的な調査・監視を行い、健全な水循環と環境保全に努めること。
- 13 ヒアリ・アレチウリ・セイタカアワダチソウなど外来動植物の防除対策については、庁内連携し、積極的な取り組みを行うこと。
- 14 吹き付けアスベストなどの飛散性のアスベストを除去する工事現場の全てについて、立入調査を実施し、作業基準に従った工事が実施されるよう監視・指導をするとともに、大気汚染防止法の一部改正を踏まえて、適切な監視強化を図ること。
- ◎15 ダイオキシン類、微小粒子状物質（PM2.5）等の有害大気汚染物質や空間放射線の監視を継続するとともに、積極的に市民への情報公開を行うこと。
- ◎16 各種公害を未然に防止するため、工場、事業所の立入指導及び監視を積極的に進めること。
- ◎17 令和3年度から施行予定の「（仮称）長野市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（案）」の確実な運用を行い、周辺環境への影響に関する住民不安の解消を図ること。
- 18 まきストーブの使用は、地球温暖化防止対策などに有効であるが、発生する煙やにおいて不快な思いをする人がいるため、まきストーブ等販売業者や、使用者に適正な設置使用を啓発すること。

<生活環境>

- 19 「長野市一般廃棄物処理基本計画」の目標達成に向け、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物の分別指導を徹底し、更なるごみの減量及びリサイクル並びに適正処理に向けて実効ある取り組みに努めること。
- 20 ごみの減量・再資源化の推進を図り、生ごみの自家処理を促進すること。また、資源物の再資源化に積極的に取り組む地域・団体に対して、リサイクルハウスの設置補助等、十分な支援に努めること。
- 21 長野広域連合が大豆島地区に整備した「ながの環境エネルギーセンター」については、広域連合と連携し、管理運営等に万全を期すること。また、整備中のB焼却施設及び最終処分場についても、確実な事業推進に努めること。
- 22 広域連合で行う次期最終処分場の整備については、広域連合と連携しながら早期の候補地選定に努めること。
- 23 食品ロス削減を推進するとともに、食を通じて人とのつながりに取り組むフードドライブ等の活動を支援すること。

- 24 不法投棄防止のため、啓発と監視を強化するとともに、投棄物の早期回収を行うこと。
- 25 清潔なまちづくりのために、地域の環境美化活動に対しては、その自主性を尊重するとともに支援を行うこと。

<廃棄物対策>

- 26 廃棄物処理事業者の監視・指導を徹底するとともに、廃棄物の不適正処理・不適切な保管の解消を一層推進すること。
- 27 PCB特措法に基づく、PCB廃棄物の期限内処理に向けて行政指導を強化すること。
- 28 廃棄物処理施設のダイオキシン類監視を継続するとともに、積極的に市民への情報公開を行うこと。
- 29 各種公害を未然に防止するため、廃棄物処理施設等の立入指導及び監視を積極的に進めること。

<資源再生センター>

- 30 資源再生センターの管理運営は、十分な施設整備と安全な運転に努め、適正なごみ処理及び環境保全に支障がないよう万全を期すること。
- 31 天狗沢最終処分場については、埋立て終了後も適正な施設の維持管理に万全を期するとともに、有効な跡地利用について地域住民と協働で検討すること。

<衛生センター>

- 32 公共下水道の普及に伴い、今後もし尿等の収集処理量の減少が見込まれるので、衛生センターの管理運営に支障がないよう、適切な施設整備と将来的な在り方及び処理方法について検討すること。また収集処理についても災害等を見据え、安定した体制が構築されるよう検討すること。
- 33 利用者が公衆トイレを安全・清潔・快適に利用できるよう適切な維持管理を行うこと。また、公衆トイレの利用実態等について調査を行い、今後の公衆トイレの在り方を検討すること。